

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の変更並びに同組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成27年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から肝付東部衛生処理組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する事務の一部に係る組合市町村を変更することに伴い、同組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成26年11月25日提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

肝付東部衛生処理組合の解散等による鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村の変更に伴い、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

別 紙

鹿児島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

鹿児島県市町村総合事務組合同規約（平成19年指令市町村第1284号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「、肝付東部衛生処理組合」を削る。

別表第2の1の項中「鹿屋市」の次に「、枕崎市」を、「指宿市」の次に「、西之表市」を加え、「、肝付東部衛生処理組合」を削り、同表の8及び9の項中「、肝付東部衛生処理組合」を削る。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。